平成22年5月27日 制定

平成22年6月1日施行

改正 平成28年7月1日 令和2年4月1日 令和4年4月1日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、福岡大学学則(以下「学則」という。)第48条第2項の規定に基づき、授業料等納入金の減免に関し、必要な事項を定めるものとする。

(減免)

- 第2条 福岡大学(以下「本学」という。)は、次の各号に掲げる減免制度に応じて、当該各号に定める 授業料等納入金を減免することができる。ただし、当該各号に掲げる減免制度を同時に適用することはできない。
 - (1) 本学における減免制度(以下「本学の減免制度」という。) 授業料等(授業料及び教育充実費をいう。以下同じ。)
 - (2) 大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号)に定める減免制度(以下「国の修学支援制度」という。) 授業料及び入学金

第2章 本学の減免制度による減免

(本学の減免制度の対象者)

- 第3条 本学の減免制度においては、次の特殊の事情ある学生に対し、授業料等を減免することができる。ただし、他の奨学又は減免の制度の適用を受けている者については、この限りでない。
 - (1) 原則として、所定の修業年限内にある者で、次のいずれにも該当するもの
 - ア 主たる家計支持者の死亡、失職、減収、疾病、災害その他やむを得ない事情により、過去1年 以内に家計が急変する事由が発生し、学費の調達が不能となり、修学の継続が困難と認められ る者

イ 学業を継続する意思がある者

- (2) 大規模災害又は感染症拡大の影響等(企画運営会議の議を経て、学長の定める大規模災害及び感染症拡大の影響等に限る。)により、家計が急変したと認められ、かつ、修学の継続が困難と認められる者
- 2 学生が前項各号の減免対象者の要件をいずれも満たしている場合であっても、同時に当該各号の減 免対象者となることはできない。

(減免期間)

第4条 本学の減免制度により減免する期間は、原則として、出願のあった前期又は後期のみとする。 ただし、減免理由のその後の状況に鑑み、これを延長することができる。

(減免額)

第5条 本学の減免制度により減免する額は、前期又は後期の授業料等の範囲内とし、第3条第1項各号 に掲げる減免対象者の区分ごとに、別に定める。

(出願)

第6条 本学の減免制度による減免対象者の要件を満たし、授業料等の減免を希望する者は、所定の授業料等減免願に必要書類を添付し、学生課に願い出なければならない。

(決定)

第7条 本学の減免制度による減免の決定は、学生部長が指名した学生部委員による面接及び学生部委員会の議を経て、学長がこれを行う。ただし、第3条第1項第2号に掲げる者に対する面接は、学生部長が必要と認めた場合にのみ、これを行うことができる。

- 2 前項の規定により減免が決定した場合において、授業料等が納入済であるときは、これを返還しない。ただし、家計急変の事由が発生した日が授業料等の納入期限前であるときは、この限りでない。 (減免の取消し)
- 第8条 本学の減免制度による減免を受けることが決定した者が次の各号のいずれかに該当するとき は、学長は、その減免を取り消すことができる。
 - (1) 虚偽により減免を受けたとき。
 - (2) 休学したとき。
 - (3) 退学したとき。
 - (4) 学則第41条の規定により、懲戒の処分を受けたとき。
 - (5) 本学の学生としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項により授業料等の減免を取り消されたときは、既に減免した授業料等相当額を本学に納入しなければならない。

第3章 国の修学支援制度による減免

(修学支援制度による減免)

- 第9条 国の修学支援制度については、特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難があるものと認められるものに対し、関係法令の定めるところより、授業料及び入学金を減免する。
- 2 国の修学支援制度による減免の申請、選考、認定に関する事務その他必要な事項については、関係 法令に基づき、これを行う。

第4章 その他

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、授業料等納入金の減免に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年11月11日)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。